

【特集】

# なぜ変わる?

# 国保税率

今年度分から国民健康保険税の税率と納期が変わります。これにより、保険に加入している多くの人の負担が増します。税率改正の背景について特集します。

**Aさん3万4,000円、  
Bさん2万1,000円増**

具体的な例を見てみましょう(下の計算例参照)。旧堀金村在住のAさん30歳は自営業者です。4人家族で前年の課税所得は200万円、固定資産税は年間10万円納めています。また、旧穂高町在住のBさん61歳は無職で年収200万円(前年の課税所得では79万5,000円)、アパートに2人暮らしのため固定資産税は納めていないとします。

合併前の2人の国保税納付額は、Aさん23万9,000円、Bさん14

万5,000円でしたが、今年度からAさん27万3,000円、Bさんは16万6,000円となり、年間でAさんは3万4,000円、Bさんは2万1,000円負担が増すこととなります。2人の負担が増えた要因は、Aさんはこれまでなかった資産割分の増加分、Bさんは医療分と介護納付金分の増加分が目立ちます。

このように旧町村の税率はそれぞれ違っていたため、負担増となる金額も違います。人によっては負担が減るケースもありますが、多くの場合は負担増となります。

## 根本的な理由は「合併」ではありません

国民健康保険の制度は、保険に加入している人が同じ財布にお金を出し合っ、お医者さんにかかったときの医療費を負担する助け合いの制度です。

市となり5つのお財布が一つになったため、公平性を保つためにもその税率は同じにする必要があります。今回の改正では、旧町村の足並みを揃え、税率を一本化することを主眼においたものですが、実際に国保税が上がる人が多いのも大きな特徴です。

この理由については、合併したことが直接的な理由とはいえません。例えば、負担が増える人が多い堀金地域の場合、18年度を単独で試算した場合でも5千万円ほどの収不足が生ずる見込みとなります。この傾向は地域により若干異なりますが、市全体としては1億3,000万円ほど不足です。

それでは、国保税が上がる傾向にあるのは、どんな理由からなのでしょう?それは、「支出する医療費が増えていること」にあります。

## 膨らみ続ける保険給付費

では、実際どのくらい医療費が

増えているのでしょうか。保険給付費は、国民健康保険特別会計(以下国保会計)の65%を占める費用で、国保加入者がお医者さんにかかったときの費用の約7割を補助する費用です。今年度、保険給付の見込額は、前年度と比較すると約8%も伸びており、今後も増加傾向が続くと考えられます。

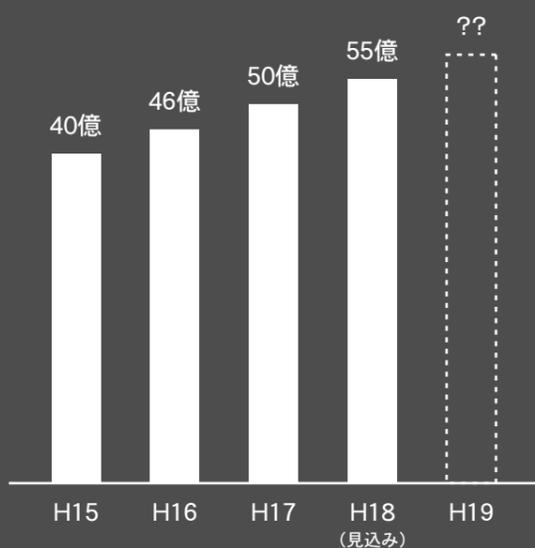
この背景としては、医療技術の進歩により高度な医療が受けられるようになったこと、加入者に占める高齢者の割合が高くなったこと、景気の低迷で加入者そのものが増加したことが考えられます。この傾向は全国に及び、今後、医療制度改革が予定されているなど大変厳しい状況にあるのが現状です。

## 税率を一本化してもまだ「苦しい」

今回の税率改正で国保税収入は増える見込みですが、国保会計はまだまだ苦しい状況です。18年度は3億4,500万円もの基金(国保会計の貯金)を取り崩して税率の上昇を抑える中で運営します。

今後も医療費や介護の給付、老人医療費が増加していくと、再び税率を上げなければならなくなる見込みです。

### ▼ 保険給付費の推移 (単位:億円)



### ▼ 改正前後の国保税率

旧町村名等	税		率	
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
安曇野市	6.50	17.00	25,000	26,000
豊科町	6.65	20.00	24,000	25,000
穂高町	6.30	25.00	22,000	22,000
三郷村	6.40	20.00	25,000	26,000
堀金村	6.20	—	23,000	23,000
明科町	6.00	30.00	23,000	23,000

旧町村名等	税		率	
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
安曇野市	2.20	—	7,000	7,000
豊科町	2.00	—	6,000	5,000
穂高町	1.20	5.60	7,000	5,500
三郷村	1.50	4.00	6,000	5,000
堀金村	1.80	—	7,000	7,000
明科町	1.30	6.00	6,000	6,000

### ▼ 課税計算の具体例

**Aさん**(旧堀金村、課税所得200万円、固定資産税額10万円、加入者4人)の場合

平成17年度の年税額 23万9,000円(医療分)

平成18年度の年税額 27万3,000円(医療分)

増加額 **3万4,000円**(内訳 所得割6,000円、資産割1万7,000円、均等割8,000円、平等割3,000円)

**Bさん**(旧穂高町、課税所得79万5,000円、固定資産税額なし、加入者2人とも介護納付金対象)の場合

平成17年度の年税額 14万5,000円  
(内訳 医療分11万6,000円、介護分2万9,000円)

平成18年度の年税額 16万6,000円  
(内訳 医療分12万8,000円、介護分3万8,000円)

増加額 **2万1,000円**

